

# 不法係留船対策の取り組み状況

令和6年 2月 28日

# 目次

1. 不法係留船対策の経緯
2. 第2次計画の概要
3. 不法係留船舶の現状
4. 不法係留船対策の取り組み状況

# 1. 不法係留船対策の経緯

木曾三川下流部船舶対策協議会は、木曾三川下流域(木曾川下流河川事務所管内)の不法係留船等の計画的な対策の促進を図るため、平成20年2月15日に発足しました。

## 主な協議会での経緯

第1回協議会の開催

計画書の策定

第2次計画書の策定

## 主な対策実施の経緯

【簡易代執行】下坂手変形護岸

【簡易・行政代執行】松之木変形護岸

【簡易代執行】西川地先

【重点的撤去区域】ケレップ水制群

【簡易代執行】ケレップ水制群

【重点的撤去区域】船頭平木曾川水路及び西川地先

【重点的撤去区域】油島地先

【自主撤去】船頭平暫定係留施設

H30.5 【放置禁止指定】下流全区間

H30.12 【簡易代執行】油島地区

R2.6 【行政代執行】木曾川水路

R4.6 【簡易代執行】鍋田上水門前

## 2. 第2次計画の概要

### Ⅲ. 不法係留船対策に係る実施事項

#### 1. 全般的事項

- ◆ 以下に示す実施項目は、関係機関との役割分担を明確にした上で連携・協力しながら推進するとともに、PDCAサイクルにより継続的に評価・改善等を行う。
- ◆ 地域住民のさらなる理解向上を図るために広報活動に積極的に取り組む。

#### 2. 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策

- ◆ 河川法に基づく河川監理員の指示並びに監督処分、及び簡易代執行及び行政代執行を実施し、継続的に監視を行う。
- ◆ 重点的撤去区域を必要性の高い区域から順次設定する。
- ◆ 重点的撤去区域以外の河川区域については、河川監理員の指示を含めて適切な指導を行う。

#### 3. 変形護岸の適正な維持管理

##### (1) 係留許可船舶の適正な管理

- ◆ 許可係留船舶は、漁船及び生業船に合致し「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」とする。
- ◆ ナンバープレートの船外貼付を義務づける。
- ◆ 一定期間利用実態がない船舶は、係留許可を取り消す。
- ◆ 係留船舶の権利譲渡や隻数の追加等について定期的に調査・指導・監視する。
- ◆ 出水時等における船舶の避難場所を確実に確保し、避難方法を維持管理計画書に明記する。
- ◆ 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸は、平成34年度までに船舶の移動を完了する。

##### (2) 変形護岸の適正な維持管理

- ◆ 変形護岸内の維持管理は、占用者または利用者により行い、具体的な内容は維持管理計画書に記載する。
- ◆ 整理・集約、占用廃止を進め、必要に応じて締め切り等を実施する。
- ◆ 占用廃止した変形護岸は、適正な管理が実施される場合のみ、新たな水面利用のための占用協議に応じる。
- ◆ 占用目的以外の利用形態となっている変形護岸は、水上バイクの離発着場所などの新たな活用方を検討する。



代執行の実施の様子(左:H22 下坂手変形護岸 右:H23 西川地先)



変形護岸と係留許可船舶の状況



変形護岸の締め切り(下坂手)

## 2. 第2次計画の概要

### Ⅲ. 不法係留船対策に係る実施事項

#### 4. 既存の恒久的係留・保管施設の活用

- ◆ 船舶所有者の自己責任の原則を前提にしながら、水面利用のルールやマナーに関する意識啓発活動を行っていく。さらに、既存の恒久的係留・保管施設の利用状況や活用方策等に関する情報を関係者間で共有し、プレジャーボートの既存施設への移動を支援する。
- ◆ 新たな恒久的係留・保管施設の整備については、様々な整備主体別の事業スキームの基本的な検討を行う。
- ◆ 水域のみでは係留・保管容量に限りがあることから、自宅等陸上での保管も視野に入れた条例の制定を検討する。

#### 5. 河川法施行令に基づく放置禁止指定

- ◆ 河川法施行令に基づく放置禁止指定を平成30年度中に行い、平成34年度までに放置艇ゼロを目指す。

### Ⅳ. 不法係留船対策に係る年次計画

#### 1. 重点的撤去区域の設定状況

- ①平成26年4月14日公示 海津市海津町油島地先(治水神社から大江樋門付近)  
(揖斐川左岸13.6k 付近から14.6k 付近)
- ②平成24年4月11日公示 桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路  
(木曾川右岸10.4k 付近から12.6k 付近)
- ③平成23年6月22日公示 ケレップ水制群  
(木曾川右岸14.0k から24.4k 付近)

#### 2. 重点的撤去区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

- ①平成30～34年度 海津市海津町油島地先(治水神社から大江樋門付近)  
(揖斐川左岸13.6k 付近から14.6k 付近)
- ②平成30～34年度 桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路  
(木曾川右岸10.4k 付近から12.6k 付近)

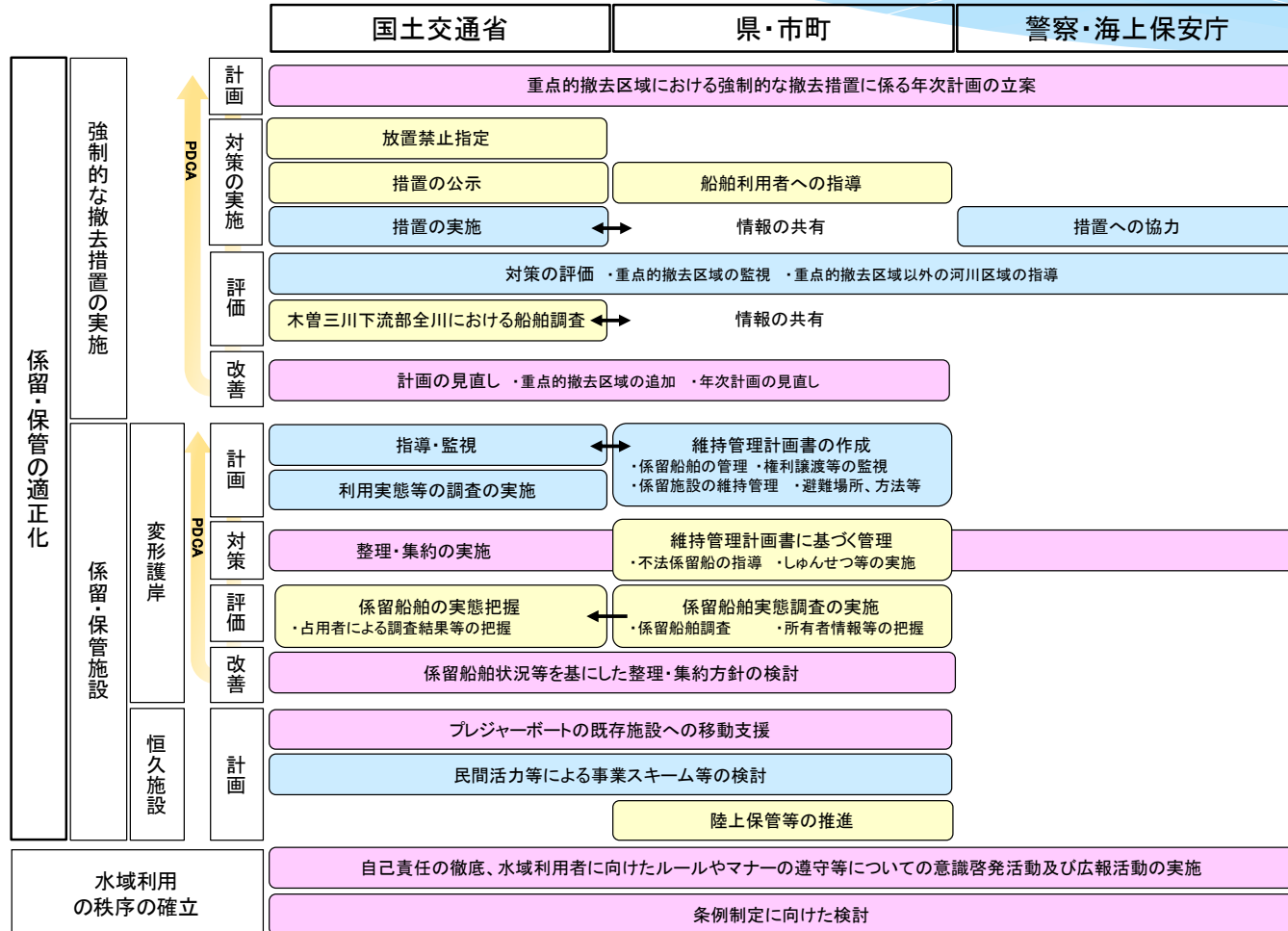


重点的撤去区域の  
船舶係留状況

上 海津市海津町油  
島地先

下 桑名市長島町西  
川地先から船頭平  
閘門木曾川水路

# 2. 第2次計画の概要



- 凡 例
- 単独実施 : 各該当機関がそれぞれ実施する項目
  - 分担実施 : 各該当機関が役割毎に実施する項目
  - 共同実施 : 該当機関同士が連携して実施する項目

## 2. 第2次計画の概要

2022年8月1日見直し

	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
計画	「計画的な不法係留船対策の促進について」 (平成10年2月12日建設省河川局長通達)						第2次計画(延長～R6年度) 第3次計画の検討		第3次計画
	第1次計画	第2次計画(H30年度～H34年度(R4年度))							
重点的撤去区域における不法係留船対策	ケレップ水制群	H29年度までに対策完了 継続的な監視							
	油島地先	新規係留候補地の調整・自主撤去指導				移動・自主撤去の完了		指導・強制撤去措置	
	船頭平閘門 木曾川水路 及び西川地先	新規係留候補地の調整・自主撤去指導			行政代執行		移動・自主撤去の完了		指導・強制撤去措置
重点的撤去区域以外の対策	放置禁止指定準備・施行	是正指示(警告文書送付)				罰則適用の検討			
	廃船処理	※予算に応じ随時実施				継続的な廃船処理の推進			
変形護岸の適正な維持管理			暫定係留施設	自主撤去指導・説明会実施・移動完了			監視の継続 指導・整理集約		
	実態調査、維持管理計画書への記載(避難方法、浚渫など)、ナンバープレート貼付								
既存の恒久的係留・保管施設の活用	情報発信	条例制定に向けた検討			恒久的施設の活用検討		利用可能施設の検討		
	広報(市町広報誌・リーフレット配布・ホームページ)						継続的な啓発活動		
その他							第3次計画の検討と併せて検討		

# 3. 不法係留船舶の現状

## ①不法係留船舶数

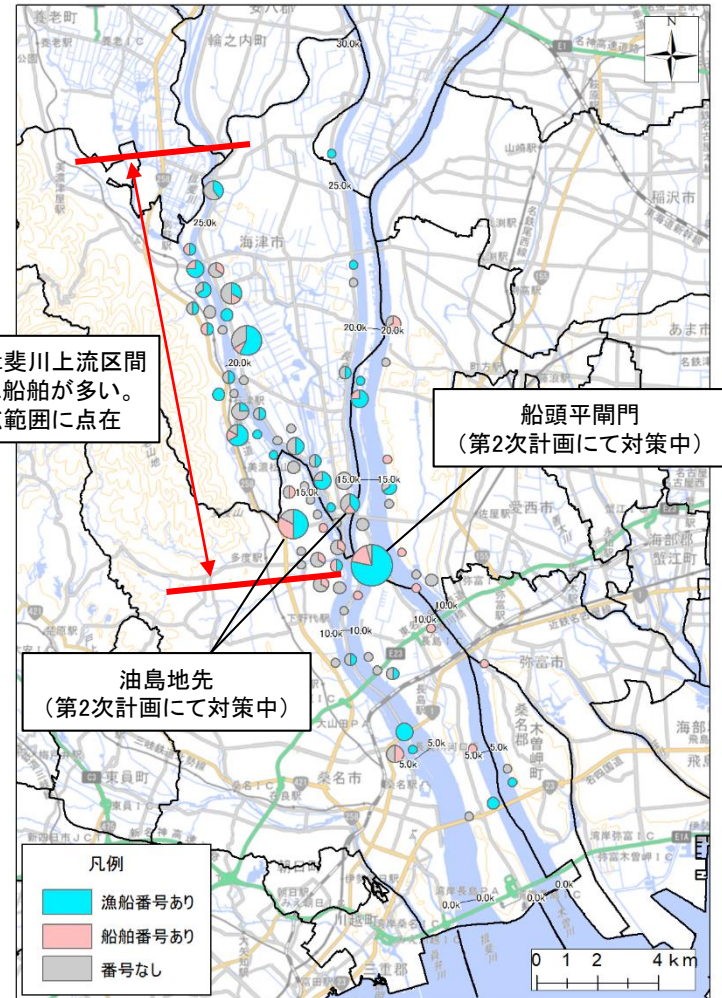
- ・放置禁止指定を実施(H30.5.7施行)し、第2次計画策定時(H29年度)と比較して92隻減少。不法係留船舶は197隻となっている。(R4年度末)
- ・揖斐川上流区間において船舶の不法係留が顕著である。

▼不法係留船舶の推移

	平成18年度	平成23年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 見込み
無許可船舶	704	548	289	279	251	229	211	197	170
漁船等生業船	422	272	84	95	95	95	83	85	85
生業船以外	282	276	205	184	156	140	128	112	85

▼木曾三川下流部における不法係留船舶の現状(変形護岸外 令和4年度末時点)

区 間			区 間	船舶数			合計
				漁船番号あり	船舶番号あり	番号なし	
木曾川	右岸	桑名市	0.0k~11.6k	2	2	0	4
		愛西市	11.6k~19.0k	22	5	3	30
		海津市	19.0k~24.2k	0	0	0	0
	左岸	桑名市	-2.0k~0.4k	0	0	0	0
		木曾岬町	0.4k~8.0k	1	1	1	3
		弥富市	8.0k~10.0k	0	0	0	0
		愛西市	10.0k~22.8k	2	5	7	14
小 計			27	13	11	51	
長良川	右岸	桑名市	5.4k~12.4k	5	1	0	6
		海津市	12.4k~30.2k (25.6k~27.6k除く)	2	0	2	4
		羽島市	25.6k~27.6k	1	0	0	1
	左岸	桑名市	2.8k~11.8k	1	0	4	5
		愛西市	11.8k~18.8k	0	0	0	0
		海津市	18.8k~24.4k	0	0	0	0
小 計			9	1	6	16	
揖斐川	右岸	桑名市	-0.6k~16.6k	1	6	18	25
		海津市	16.6~24.8k	28	7	21	56
	左岸	桑名市	-1.0k~12.6k	1	0	2	3
		海津市	12.6k~26.6k	19	5	14	38
		小 計		49	18	55	122
多度川	右岸	桑名市	0.2k~2.0k	0	0	2	2
		左岸	桑名市	0.2k~2.0k	0	2	4
	小 計		0	2	6	8	
合 計			85	34	78	197	



▲不法係留船舶の分布(変形護岸外 令和4年度末時点)

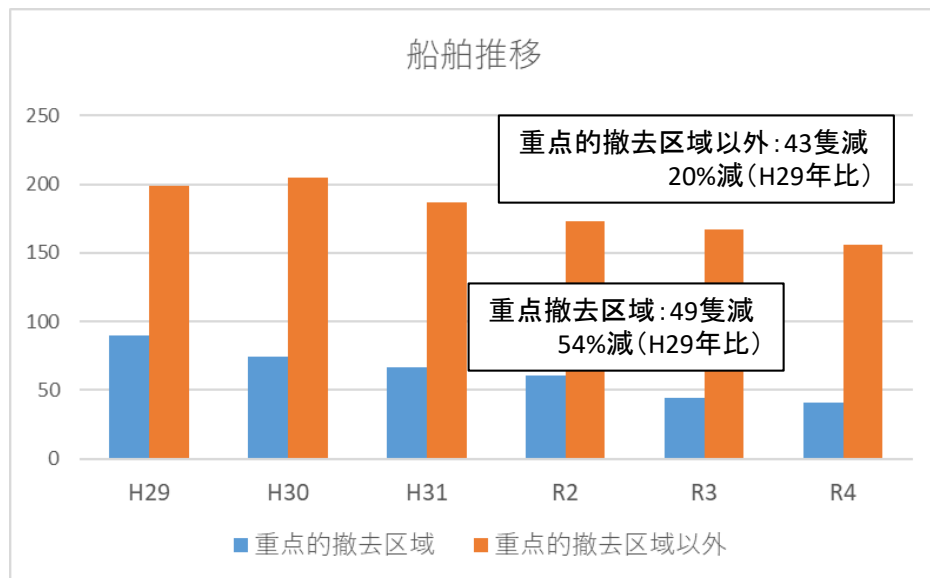


# 3. 不法係留船舶の現状

## ②重点的撤去区域設定の効果

- ・第2次計画策定後5年間に減少した92隻のうち代執行による減少は4隻であり、自主的な移動や廃船処理の隻数が大きい。
- ・重点的撤去区域では、不法係留船舶がH29年比54%減少したのに比べ、重点的撤去区域以外では、H29年比20%減であり、重点的撤去区域の方が船舶の減少率が大きく、減少した49隻のうち、45隻が自主的移動となっている。
- ・重点的撤去区域の設定、看板の設置、代執行の告示等により不法係留船舶の自主的な移動が促される効果がみられる。

▼重点的撤去区域とそれ以外の船舶の推移



▼減少船舶の内訳

	簡易代執行	行政代執行	自主的移動	廃船処理	合計
重点的撤去区域	2隻	1隻	45隻	1隻	49隻
重点的撤去区域以外	1隻	—	3隻	39隻	43隻
合計	3隻	1隻	48隻	40隻	92隻

# 4. 不法係留船対策の取り組み状況

## 4-1. 重点的撤去区域における対策 (海津市海津町油島地先)

### 1) 揖斐川での漁船係留候補地への移転状況

- ・河川管理者、海津市、漁協で立会い、選定した下記6箇所の漁船係留候補地について、係留する船舶を調整中。
- ・①では、R4年1月に河川事業が完了し、R4年5月に海津市が河川占用許可を受けた。
- ・PB所有者への自主撤去の指導は引き続き実施していく。



# 4. 不法係留船対策の取り組み状況

## 4-1. 重点的撤去区域における対策

(海津市海津町油島地先)

### 2) スケジュール

年度		R4	R5		R6	
			4~9月	10~3月	4~9月	10~3月
海津市	漁調整・河川 占用手続き・移動				移動	
	河川管 理者					
	PB所有 者への自 主撤去の 指導					
					行政代執行 簡易代執行	

→ 予定

船舶等位置図  
R4年度末時点  
不法係留船 18隻  
不法棧橋 4基



※不法係留船は重点的撤去区域係留船のみ表示

# 4. 不法係留船対策の取り組み状況

## 4-2. 重点的撤去区域における対策

(桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路)

### 1) 漁船の係留地の整備状況

- ・木曾川水路の浚渫及び堤防補強事業が進められており、掘削跡地を関係自治体が占用し、漁船の一時退避場所とする予定。
- ・一時退避場所の整備は、工事が当初見込みより困難なため完了時期がR7年度以降になる見込み。

### 2) スケジュール

年度		R4	R5		R6	
			4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
桑名市 愛西市	漁協調整・ 河川占用手 続き・移動					移動 →
河川管 理者	堤防補強事 業等					→
	PB所有者へ の自主撤去 の指導					→

→ 予定



※不法係留船は重点的撤去区域係留船のみ表示

# 4. 不法係留船対策の取り組み状況

## 4-3. 重点的撤去区域以外における対策

### 1) 放置禁止指定に基づく対策

- ・H30.5.7に管内の全ての河川を対象に放置禁止指定を行い、合同パトロール、看板の設置、文書による指導等を行った。
- ・罰則は不法係留船舶の自主的な移動へのきっかけとなりうることから、適用について検討を行った。
- ・放置禁止指定について、改めて周知を行う。

### 2) スケジュール

年度		R4	R5		R6	
			4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
河川管理者 県・市町 警察 海上保安庁 運輸局	放置禁止 指定の周 知					→
	罰則適用 に向けた 検討					→

→ 予定

**河川法施行令改正により平成30年5月から放置禁止指定することになりました。**

世界に誇れる水鏡三川へ、公共の水圏は、みなさんが共有する財産です。

**船舶の放置行為は罰則が適用されます!**

■河川法施行令改正(平成26年4月1日)により、船舶など河川管理者が指定したものをみだりに放置又は移動することを禁止する行為として追加され、3ヶ月以下の懲役又は20万円の罰金を科されることになりました。

■本県河川下流河川事務所では、河川に放置された船舶の対策をより強化することや予防を目的に、管理する管内の全ての河川に船舶の放置禁止を指導します。

■船舶の放置等を禁止する区域

【重要】長良川、多摩川、荒川、利根川、利根川下流河川事務所が管理する区域

**重点的撤去区域において、強制的な撤去措置を実施します。**

河川法の規定に基づき指示等並びに強制的な撤去措置(強制代執行・行政代執行)を実施します。

河川法施行令改正(平成26年4月1日)により、船舶など河川管理者が指定したものをみだりに放置又は移動することを禁止する行為として追加され、3ヶ月以下の懲役又は20万円の罰金を科されることになりました。

■本県河川下流河川事務所では、河川に放置された船舶の対策をより強化することや予防を目的に、管理する管内の全ての河川に船舶の放置禁止を指導します。

■船舶の放置等を禁止する区域

【重要】長良川、多摩川、荒川、利根川、利根川下流河川事務所が管理する区域

河川法施行令改正(平成26年4月1日)により、船舶など河川管理者が指定したものをみだりに放置又は移動することを禁止する行為として追加され、3ヶ月以下の懲役又は20万円の罰金を科されることになりました。

■本県河川下流河川事務所では、河川に放置された船舶の対策をより強化することや予防を目的に、管理する管内の全ての河川に船舶の放置禁止を指導します。

■船舶の放置等を禁止する区域

【重要】長良川、多摩川、荒川、利根川、利根川下流河川事務所が管理する区域

お問い合わせ先  
国土交通省 水質川下流河川事務所  
〒511-0002 三重県桑名市大字橋島 462  
TEL 0594-24-0718  
FAX 0594-24-5725

# 4. 不法係留船対策の取り組み状況

## 4-4. 重点的撤去区域以外 廃船処理管内に放置されている所有者不明の老朽船の処分

放置されている所有者不明の老朽船について現地調査

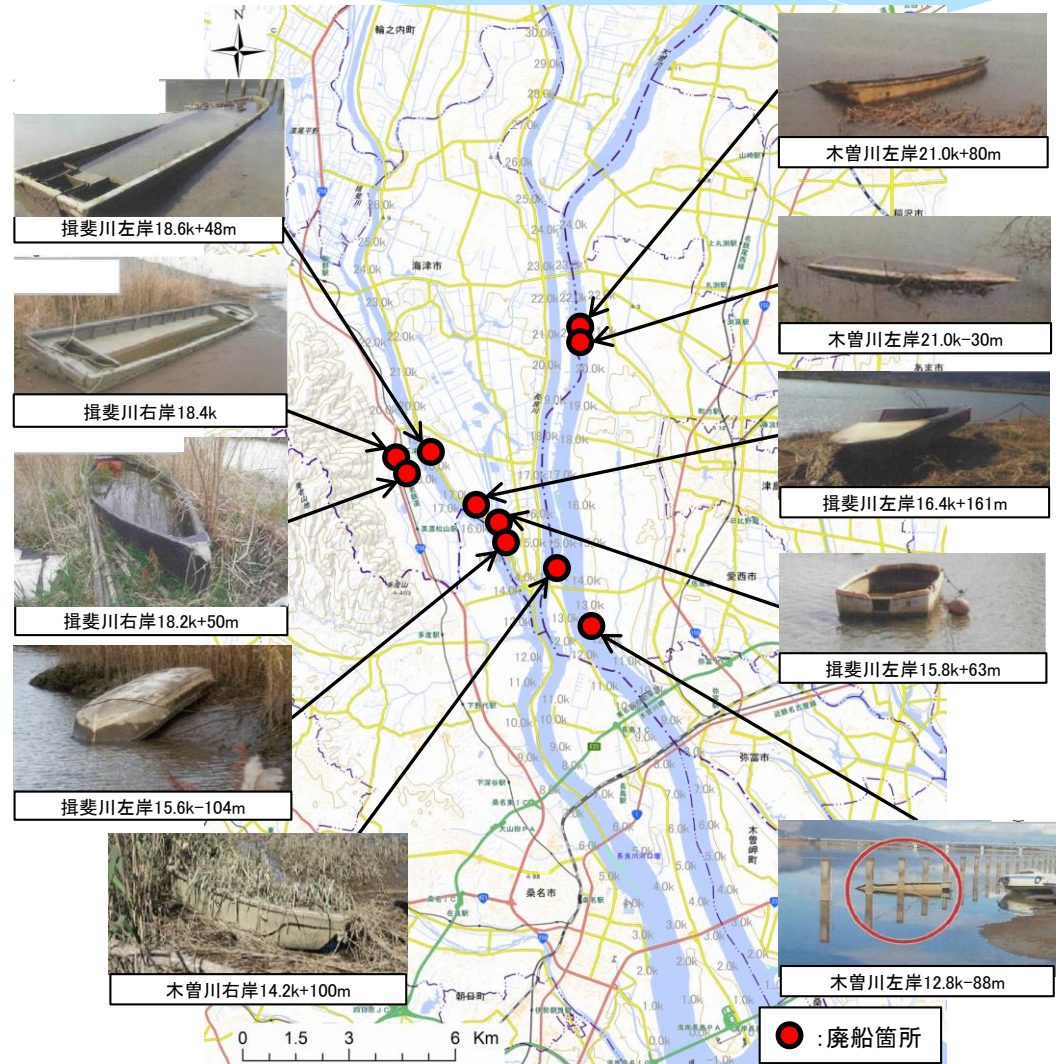
廃船として認定

専門機関へ評価依頼

価値無しの場合は、廃棄物として処理

○令和4年度中に10隻処理

○令和5年度は27隻処理予定



▲令和4年度の廃船処理船舶

# 4. 不法係留船対策の取り組み状況

## 4-5. 船舶の係留を一時的に認めている変形護岸

### 1) 概要

河川工事の支障となった船舶の移動先として、国が整備し、桑名市が占用許可を受けて管理を行っている変形護岸。

上之輪新田、下深谷部(城の堀)、下深谷部(野球場前)、上之郷の4箇所

第2次計画において、占有者は計画的に是正指導を行い、令和4年度末までに移動完了する予定としていた。

### 2) 現在の調整状況

桑名市として、不法係留船対策の2次計画で定めた「変形護岸の取り扱い」により、従前から係留を認められていた者の所有する生業船は引き続き係留を認める。

それ以外の船は、暫定係留施設から移動してもらう。

期限を過ぎても撤去されない船については、警告文書を送付し移動を要請した。また、警察との合同パトロールを実施した。

撤去に応じない船には、強制撤去を伴う対応を検討する。

### 移動完了までのスケジュール

年度		R5				R6			
桑名市	係留船舶調査	→				→			
	周知看板設置		→						
桑名市・河川管理者	係留船舶所有者への周知文書発送			→			→		
	合同パトロール(警察)			→		→			→
	係留箇所の集約化		集約化の方針検討・協議・調整						
	船舶の移動		→						→ 移動完了

→: 実施済み    →: 予定

# 4. 不法係留船対策の取り組み状況

## 4-6. 変形護岸係留許可船舶の適正管理

各市町が占有している変形護岸内の係留船舶については、次の条件のもと適正な維持管理を行うこととしている。

ナンバープレートの設置、実態調査の実施により利用実態を把握している。

	係留船実態調査表(R4)及び係留船舶撮影写真	許可係留船へのナンバープレートの貼付	係留施設の維持管理計画書への記載(避難方法、浚渫など)
桑名市	実態調査表提出済み 船舶写真一部整理中	ナンバープレート一部貼付済み	記載内容調整中
海津市	実態調査表提出済み 船舶写真一部整理中	ナンバープレート貼付済み	記載内容調整中 (一部施設で記載済み)
愛西市	実態調査表及び船舶写真提出済み	一部を除きナンバープレート貼付済み	記載内容調整中
木曾岬町	実態調査表及び船舶写真提出済み	ナンバープレート貼付済み	記載内容調整中



# 木曾三川下流部不法係留船対策に おける計画(第3次)の骨子について

令和6年 2月 28日

# 目次

1. 第3次計画の策定について
2. 放置艇対策推進に向けた動き
3. 現状の評価・対応と第3次計画における方針
4. 第3次計画の骨子について
5. 第3次計画策定スケジュール

# 1. 第3次計画の策定について

2022年8月1日見直し

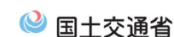
	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
計画	「計画的な不法係留船対策の促進について」 (平成10年2月12日建設省河川局長通達)						第2次計画(延長~R6年度) 第3次計画の検討		第3次計画	
	第1次計画	第2次計画(H30年度~H34年度(R4年度))								
重点的撤去区域における不法係留船対策	ケレップ水制群	H29年度までに対策完了 継続的な監視								新規重点的撤去区域の設定
	油島地先	新規係留候補地の調整・自主撤去指導				移動・自主撤去の完了				
	船頭平閘門 木曾川水路 及び西川地先	簡易代執行	新規係留候補地の調整・自主撤去指導			移動・自主撤去の完了				
			行政代執行		指導・強制撤去措置					
重点的撤去区域以外の対策	放置禁止指定準備・施行		是正指示(警告文書送付)				罰則適用の検討			
	廃船処理		※予算に応じ随時実施				継続的な廃船処理の推進			
変形護岸の適正な維持管理			暫定係留施設	自主撤去指導・説明会実施・移動完了			監視の継続 指導・整理集約			
	実態調査、維持管理計画書への記載(避難方法、浚渫など)、ナンバープレート貼付									第3次計画の検討と併せて検討
既存の恒久的係留・保管施設の活用	情報発信	条例制定に向けた検討			恒久的施設の活用検討				利用可能施設の検討	
	広報(市町広報誌・リーフレット配布・ホームページ)						継続的な啓発活動			
その他										

## 2. 放置艇対策推進に向けた動き

### 「令和5年度 プレジャーボートの放置艇対策の推進に向けた検討会」

- ・令和4年度を計画期間とする「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための 総合的対策に関する推進計画(H25年5月 国土交通省・水産庁)」が完了時期を迎え、検討会で今後の方向性を検討中。
- ・検討会のとりまとめを踏まえ、関係機関との連携により対策を推進し、第3次計画については10年間の計画とする方針

#### 放置艇対策の今後の方向性について(案)



#### 【令和5年度プレジャーボートの放置艇対策の推進に向けた検討会】

目的:これまでの対策の評価並びに今後の対策の方向性について検討

- ・第1回 放置艇対策の現状と課題認識及び論点の共有  
(令和5年9月4日)
- ・第2回 対策の方向性検討のための関係者ヒアリング  
(令和5年10月5日)
- ・第3回 取りまとめに向けた対策の方向性(案)の検討  
(令和5年12月25日)
- ・第4回 今後の対策の方向性に関する取りまとめ  
(令和5年度予定)

○今後も地域にとって支障となる放置艇の解消に向けて、国と水域管理者が連携して放置艇対策に取り組む必要があることから、国としての方針や目標を定めた新たな放置艇対策の方向性を策定する。

(国としての方針や目標)

- ・水域管理者等と連携し、「地域にとって支障となる放置艇の解消」が「地域の実情を踏まえつつ概ね10年程度を目途」に実現するよう優先的に取り組む。
- ・対策の実効性を確保する観点から、広域的に取り組む体制を整備するとともに、地域の実情を踏まえた実効性ある対策を講じた事例を収集し、事例集として公表する。  
(ハード・ソフト両面から、様々な取組を事例集の中で紹介する)

○また、都道府県をまたぐ広域的な視点での対策が、放置艇対策の実効性を確保する観点から必要と認識し、水域管理者が連携して対策に取り組む体制を整備する。

# 3. 現状の評価・対応と第3次計画における方針

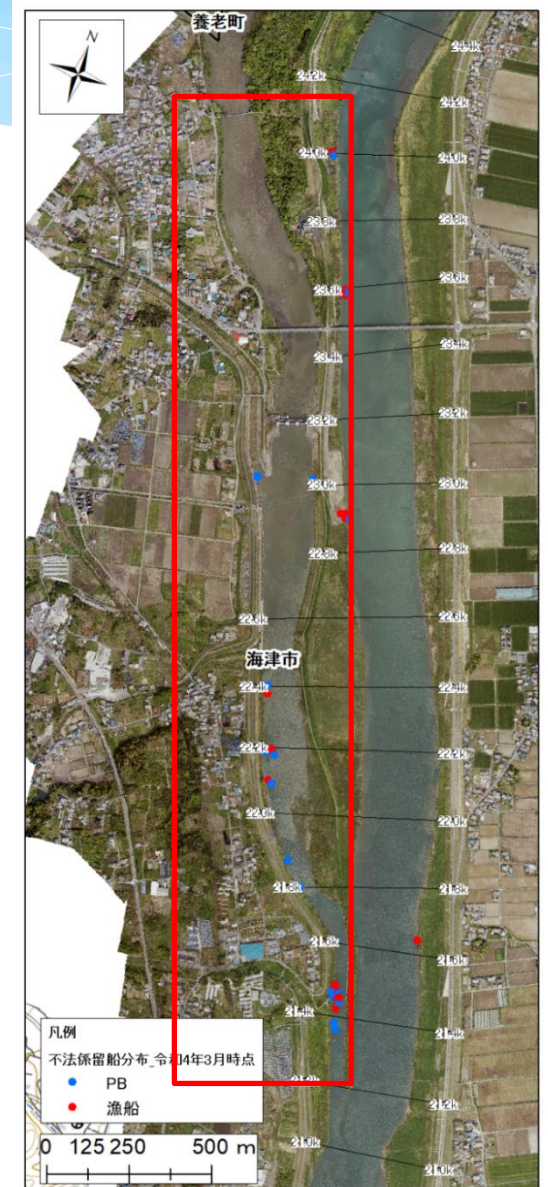
## ① 重点的撤去区域における対策

- 重点的撤去区域(※)は、ケレップ水制群、西川地先から船頭平閘門木曾川水路、油島地先の3か所に設定している。
- 油島地先では、第2次計画策定後39隻減少し、残り18隻。R6年度中の完了に向けて引き続き対策に取り組む。
- ケレップ水制群はH29年度までに完了した。監視を継続しており、再係留の抑止などを検討する。
- 重点的撤去区域の拡大は、船舶数が多い候補地④「揖斐川右岸21.2km～24.2km」を第1候補として調整していく。
- 拡大に先立ち、対象箇所付近の漁船の係留候補地を恒久的に占用し、その後重点的撤去区域を指定する。

▼各候補地の船舶数

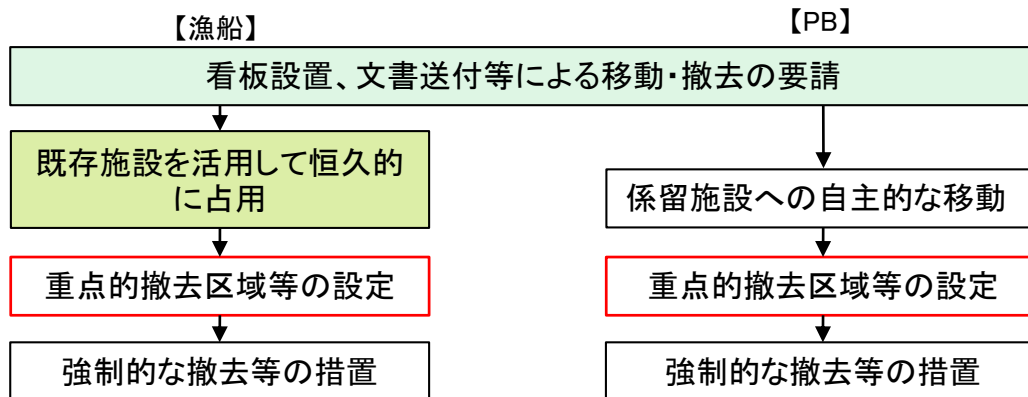
候補地	抽出箇所	漁船番号あり	船舶番号あり	番号なし	合計
①	揖斐川左岸 15.6km～17.2km	6	0	6	12
②	揖斐川右岸 13.8km～15.4km	0	2	9	11
③	揖斐川右岸 17.6km～18.8km	7	1	5	13
④	揖斐川右岸 21.2km～24.2km	20	7	14	41
⑤	多度川左右岸 0.0km～1.2km	0	2	6	8

※不法係留船の係留による河川管理上の支障の程度等を勘案し、重点的に強制的な撤去措置を執る必要があると認められる河川の区域



候補地④ 海津市南濃町山崎地先～海津町福岡地先(揖斐川右岸 21.2k-24.2k)

### ■ 重点的撤去区域拡大の流れ



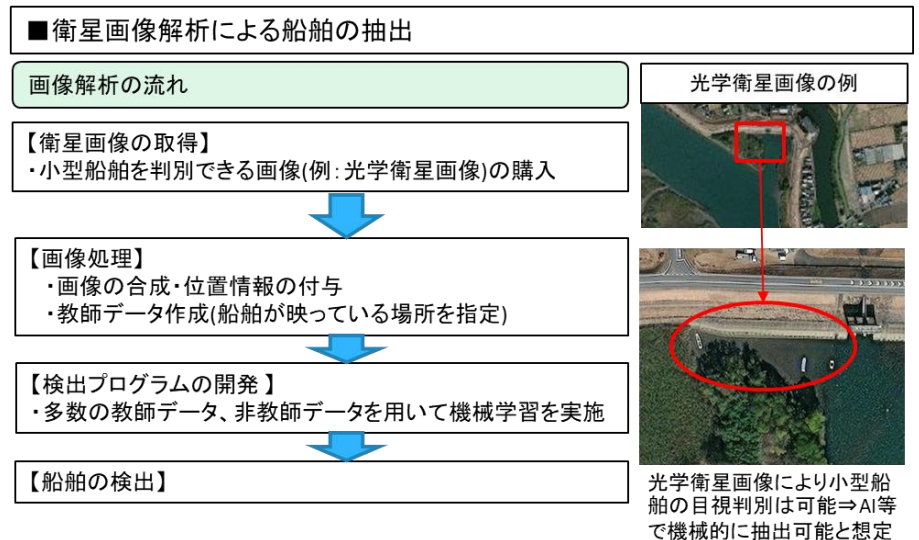
### 3. 現状の評価・対応と第3次計画における方針

#### ②不法係留船舶のモニタリング

- ・継続的な監視は、重点的撤去区域以外や係留施設も含め重要である。現在実施している巡視調査や実態調査を第3次計画に位置付け、不法係留船舶への指導、変形護岸の維持管理、廃船処理等に活用する。
- ・船舶の現状把握を効率化するための手法としてUAVによる船舶調査を実施し、直接の視認が困難な箇所等での船舶の調査に有効であることを確認した。
- ・また、衛星画像解析による船舶把握の可能性を検討した。技術的には可能と想定されるが、対象船舶が小型であり目視確認を0にはできないこと、最新画像の購入のためのランニングコストが必要であることなどの課題を確認した。
- ・新技術等について直ちに適用できないものもあるが、継続して有効な技術について情報収集を行う方針とする。



▲UAVによる船舶の有無の確認  
(揖斐川16.0k付近右岸に確認された船舶)



# 3. 現状の評価・対応と第3次計画における方針

## ③関係機関との連携による対策推進

### (1) 広報

- ・自治体広報紙への掲載、警察との連名によるリーフレットの設置による広報は放置禁止指定などの制度の周知に役立っている。
- ・船舶所有者への周知の継続、強化が必要である。
- ・SNSの活用や的を絞った広報の実施など、効率的・効果的な手法を用い広報を行う。



▲警察との合同パトロール

### (2) 放置禁止指定に基づく対策の推進

- ・管内全域を対象に放置禁止指定(H30.5.7)を行い、罰則が適用されることとなった。
- ・今後は、合同パトロール時により強い指導等を行っていく。
- ・特に悪質なものには罰則の適用を行う。



▲看板設置

### (3) 船舶所有者調査

- ・占用する係留施設内の係留船舶の状況を把握しきれていない施設がある。
- ・係留施設内の船舶の状況を把握し、不法係留船舶への撤去指導を行う。



▲係留施設と船舶の状況

### 3. 現状の評価・対応と第3次計画における方針

#### ④漁協の縮小・解散時における許可船舶の取り扱い(1/2)

##### ■現在の対象船舶の定義

- ・漁船の定義は「水産業協同組合法第2条における漁業協同組合もしくは漁業生産組合に所属する組合員が所有し必要な法定点検を受けている船であり、漁船登録に該当する船は登録（漁船法第10条第1項）済みのもの。漁船登録に該当しない船は漁業協同組合もしくは漁業生産組合の管理責任において認めたもの」であり、「船を利用した生業の維持及び河川管理上の観点」から設定している。

##### ■近年における課題

- ・これまで漁協に加入し、漁船として係留できていたが、漁協が解散し、係留対象船舶ではなくなる例が見られている。
- ・係留許可船舶は、漁協もしくは漁業生産組合に所属の船舶としているが、漁協解散時における許可船舶の取り扱いを検討する必要がある。

##### ■係留している船舶に管理上求められること

- ・洪水の恐れがあるときに、船舶の陸揚げ、係留施設内での流出防止対策が必要
- ・緊急時の速やかな連絡体制の構築が必要
- ・不法係留船舶等の監視体制が必要



### 3. 現状の評価・対応と第3次計画における方針

#### ④漁協の縮小・解散時における許可船舶の取り扱い(2/2)

##### ■漁業振興の観点

- ・内水面漁協については、「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく基本方針において、「内水面漁業協同組合の合併や連携等について検討」するとされている。
- ・三重県では、「三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画」において、組合員数の減少に対して合併による経営基盤の強化等を図る必要があるとしている。
- ・漁協に関する政策においても合併等により人員を確保する、漁協加入を求める方向性である。

##### ■漁協の縮小・解散時における許可船舶の取り扱い

- ・以上のことにより、当協議会においては、安全な船舶の係留のためには、引き続き、漁船の定義としては、漁協または漁業生産組合への加入しか困難と考えられる。
- ・漁協規模の縮小化、解散等が生じた場合は、他の漁協への加入や漁業生産組合の設立を促していく。

### 3. 現状の評価・対応と第3次計画における方針

#### ⑤ナンバープレート設置について

- ・設置を進めているが、一部ナンバープレート未設置の船舶や設置後剥がれる船舶があり、未許可船舶の識別・指導が難しい。
- ・漁船登録番号・小型船舶番号による管理では、係留許可の有無が一目で判別できず、警察と連携した巡視や他の利用者に対するPR効果が低いため、原則ナンバープレートの設置を行う。
- ・剥がれにくい仕様のナンバープレートを協議会から提供する等の対応を検討する。

▼係留許可漁船の管理方法とメリット、デメリット

管理方法	メリット	デメリット
漁船登録番号、小型船舶番号による管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ナンバーがはがれにくい</li><li>・予めナンバリングされている。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・係留許可船かどうか一目で判別できない。</li></ul>
ナンバープレートによる管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・係留許可船の判別が容易</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ナンバーがはがれやすい。</li></ul>



▲ナンバープレート



▲小型船舶番号

### 3. 現状の評価・対応と第3次計画における方針

#### ⑥係留・保管施設に関する条例の制定について

- ・係留場所が未確定のまま船舶の購入、譲渡が可能な状況については、法的に定める動きはない中、全国の事例ではプレジャーボートの利用、保管等に関する条例や要綱等を制定し、不法係留対策を実施している。
- ・プレジャーボートの放置艇対策の今後の対応について(R3.3)においても、今後の対応策としてプレジャーボート条例の制定が有効としており、条例の制定を検討する方針を継続する。

#### ▼都道府県におけるプレジャーボートの利用、保管に関する条例

都道府県	条例名
北海道	北海道プレジャーボートなどの事故防止等に関する条例
岩手	プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例
千葉	千葉県のプレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例
東京	東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例
神奈川	神奈川県プレジャーボート保管場所届出制度
静岡	静岡県プレジャーボートの係留保管の適正化等に関する条例
滋賀	滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例
兵庫	プレジャーボートによる公共の水域等の利用の適正化に関する要綱
和歌山	和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例
広島	広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例
高知	高知県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例
長崎	長崎県プレジャーボート対策要綱
大分	大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例

#### ▼プレジャーボートの放置艇対策の今後の対応について(R3.3)における今後の対応策

##### 7. 今後の対応策

##### 7. 1 放置艇対策における適用制度

放置艇対策の基本的な取組みは、既存の施設管理条例や法令の施行規則で対応している。  
加えて、関係者への意識啓発や一般海域への適用など対策強化を促す場合には、プレジャーボート条例の制定が有効である。

### 3. 現状の評価・対応と第3次計画における方針

#### ⑥係留・保管に関する条例の制定について(2/2)

##### ■プレジャーボート条例の事例(千葉県)

- ・千葉県ではプレジャーボートの係留、保管について県の責務や所有者の責務を定め、放置艇の移動等、費用負担等について定めている。

##### (県の責務)

第三条 県は、プレジャーボートの係留保管の適正化を図るため、国、隣接する都県及び県内の市町村等（以下この条において「関係団体等」という。）との連携を確保しつつ、総合的な施策を推進するものとする。

2 県は、関係団体等との連携を確保しつつ、所有者等が適正な係留保管をするよう指導するものとする。

3 県は、関係団体等との連携を確保しつつ、所有者等に対し、その責務についての自覚を促すため必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

##### (所有者等の責務)

第四条 所有者等は、自らの責任において係留保管施設等を確保し、プレジャーボートの適正な管理に努めなければならない。

##### (事業者の責務)

第五条 事業者は、県が実施するプレジャーボートの係留保管の適正化に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、所有者等に対し、適正な係留保管に関する啓発、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

##### (重点適正化区域内における措置)

第十一条 知事は、重点適正化区域内にプレジャーボートが放置されているときは、当該職員に、当該プレジャーボートをあらかじめ知事が定めた場所に移動させることができる。

2 知事は、前項の規定による移動をするに当たっては、あらかじめ、次項において準用する前条第三項の規定による立入調査及び船舶の登録等をしている機関への照会をもって迅速に当該プレジャーボートの所有者等の氏名又は名称及び住所を知ることができるときは、当該所有者等に対し、重点適正化区域内において放置されているプレジャーボートについては当該職員にあらかじめ知事が定めた場所に移動させることができる旨の警告をするものとする。ただし、緊急の必要があると認めるとき、又は当該警告を直ちに当該プレジャーボートの所有者等に了知させることが困難であると認めるときは、この限りでない。

##### (費用の負担)

第十三条 第十一条第一項の規定による移動、前条第一項の規定による保管又は同条第三項の規定による廃棄に要した費用は、当該プレジャーボートの所有者等の負担とする。

2 前項に規定する費用の額は、実費を勘案して規則で定める額（保管に要する費用の額にあっては、県内の主要な係留保管施設の利用料の額に相当するものとして規則で定める額）とする。

# 3. 現状の評価・対応と第3次計画における方針

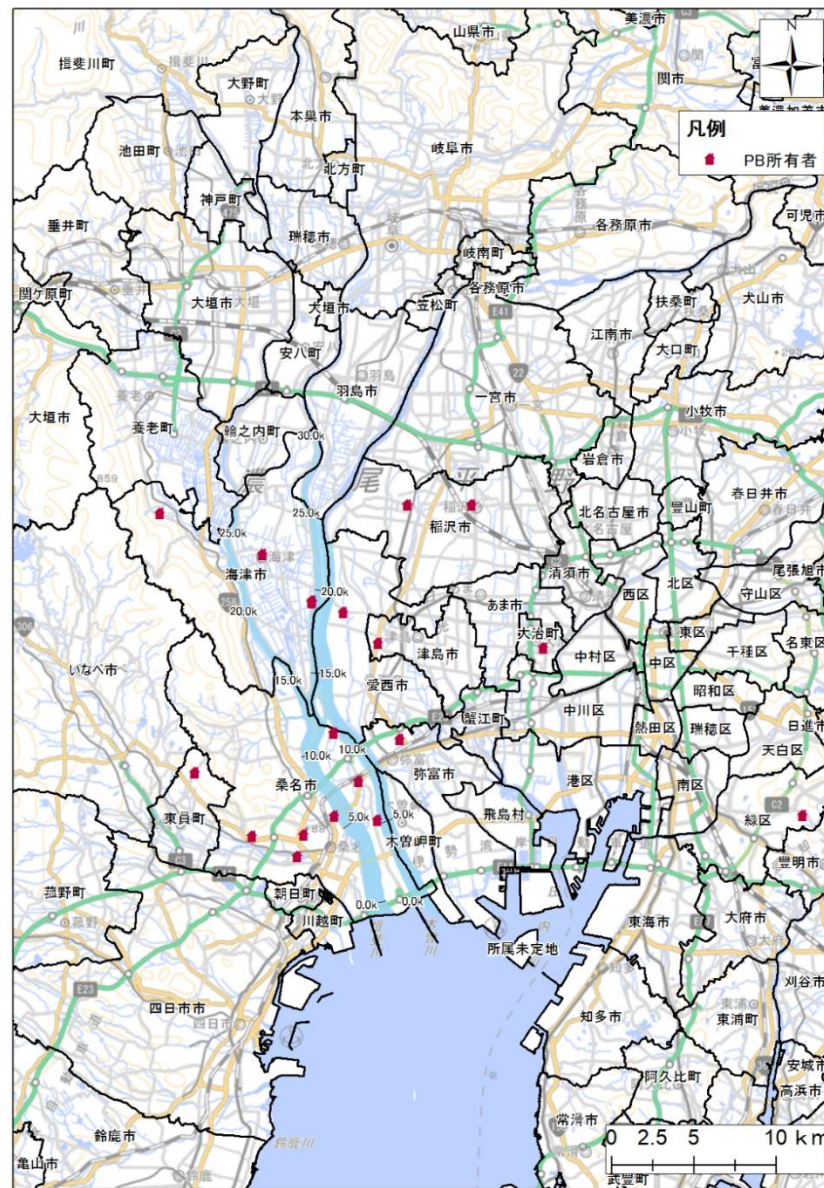
## ⑦ 効率的な広報の実施

### ■ プレジャーボート所有者の分布情報

- ・放置禁止指定の結果、船舶は減少しているが、依然として不法係留船舶が存在し、船舶所有者への周知の継続、強化が必要である。
- ・不法係留状態のプレジャーボートの所有者の住所を整理(23件)すると、河川に隣接する市町が多い。また、やや離れた名古屋市や大治町にも所有者が存在している。
- ・不法係留状態のプレジャーボートには所有者不明の船も多数(89件)あり、こうした船への周知のため、木曾川下流管内に隣接する市町及び周辺で比較的人口が多い名古屋市、四日市市等を含めチラシの配布、広報誌やホームページ等での掲載依頼等を行うと効率的である。

▼ 不法係留状態のPB所有者の分布情報

県	市	件数
愛知県	弥富市	1
	津島市	1
	愛西市	1
	海部郡大治町	1
	稲沢市	2
	名古屋市緑区	1
岐阜県	海津市	7
三重県	桑名市	7
	員弁郡東員町	2
小計		23
所有者不明		89



▲ 不法係留状態のPB所有者の分布情報

# 3. 現状の評価・対応と第3次計画における方針

第2次計画書における方針	実施事項	現状の評価・対応	第3次計画における方針
■全般的事項			
<ul style="list-style-type: none"> <li>以下に示す実施項目は、関係機関との役割分担を明確にした上で連携・協力しながら推進するとともに、PDCAサイクルにより継続的に評価・改善等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計10回の協議会を実施、関係機関連携・協力のうえ、対策実施・現状把握・年次計画見直し等</li> </ul>	<p><b>【現状】</b>                      ・「令和5年度 プレジャーボートの放置艇対策の推進に向けた検討会」において国の方向性が検討されている。</p> <p><b>【評価・対応】</b>                      ・計画の目的、対象期間など、3次計画に反映する必要がある。</p>	⇒検討会の提言内容等を反映
		<p><b>【現状】</b>                      ・関係機関と連携・協力した取り組み全体の効果として、92隻の船舶が減少。</p> <p><b>【評価・対応】</b>                      ・残る197隻の船舶への各種対策の実施において関係機関の連携・協力が不可欠である。</p>	⇒関係機関との連携による対策の推進 ③
		<ul style="list-style-type: none"> <li>第3次計画の策定にあたり、第2次計画の策定経緯、第2次計画における実施事項、船舶数等について時点更新が必要である。</li> </ul>	⇒策定経緯の更新 ⇒対策実施状況、最新の船舶数等の更新
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民のさらなる理解向上を図るために広報活動に積極的に取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放置禁止指定について自治体広報誌に掲載</li> <li>警察と連名の放置禁止指定のリーフレット等配置</li> </ul>	<p><b>【現状】</b>                      ・自治体広報紙への掲載、警察との連名によるリーフレットの設置による広報は放置禁止指定などの制度の周知に役立っている。</p> <p><b>【評価・対応】</b>                      ・船舶所有者への周知の継続、強化が必要である。                      ・SNSの活用や的を絞った広報の実施など、効率的・効果的な手法を用い広報を行う。</p>	⇒多様な媒体による広報の実施（広報誌、自治体HP連携、SNSの利用）③ ⇒効率的な広報の実施 ③⑦

継続 拡大・対応強化・追加 削除

# 3. 現状の評価・対応と第3次計画における方針

第2次計画書における方針	実施事項	現状の評価・対応	第3次計画における方針
■ 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策			
<ul style="list-style-type: none"> <li>河川法に基づく河川監視員の指示並びに監督処分、及び簡易代執行及び行政代執行を実施し、継続的に監視を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書による指導</li> <li>簡易代執行(2隻)</li> <li>行政代執行(1隻)</li> <li>巡視調査による監視</li> </ul>	<p><b>【現状】</b>                      ・重点的撤去区域では、代執行による減少3隻を含む計49隻の船舶が減少。</p> <p><b>【評価・対応】</b>                      ・重点的撤去区域の設定・看板の設置・代執行の告示等により自主的に移動する効果が期待できるため、重点的撤去区域の順次拡大に取り組む。</p>	<p>⇒ 重点的撤去区域の拡大(揖斐川右岸21.2km～24.2km) ①</p>
		<p><b>【現状】</b>                      ・油島地先では、第2次計画策定後39隻減少し、残り18隻である。係留候補地の占用・移動を調整中。2次計画において対応。</p>	
		<p><b>【現状】</b>                      ・桑名市長島町西川地先から船頭平閘門木曾川水路では、第2次計画策定後10隻減少し、残り23隻である。</p> <p><b>【評価・対応】</b>                      ・一時避難場所の整備を実施中。                      ・将来的に既存施設の活用も含めた恒久的な係留場所の確保が必要である。</p>	<p>⇒ 一時避難場所の整備                      ⇒ 簡易代執行及び行政代執行</p>
		<p><b>【評価・対応】</b>                      ・継続的な監視は、重点的撤去区域以外や係留施設も含め重要であるため、計画書に位置付け、不法係留船舶への指導、変形護岸の維持管理、廃船処理等に活用する。</p>	<p>⇒ 不法係留船舶のモニタリング ②</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>重点的撤去区域を必要性の高い区域から順次設定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(第2次計画期間中未実施)</li> </ul>	<p><b>【現状】</b>                      ・第2次計画中は未設定</p> <p><b>【評価・対応】</b>                      ・重点的撤去区域に指定することで、自主的な移動が進む効果が期待できるため、順次設定を行う。</p>	<p>⇒ 重点的撤去区域の拡大(揖斐川右岸21.2km～24.2km)                      拡大に先立ち、対象箇所付近の漁船の係留候補地を恒久的に占用 ①</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>重点的撤去区域以外の河川区域については、河川監視員の指示を含めて適切な指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>看板の設置</li> <li>簡易代執行(1隻)</li> <li>廃船処理(39隻)</li> </ul>	<p><b>【現状】</b>                      ・看板設置による放置禁止指定の周知や簡易代執行、廃船処理を実施。</p> <p><b>【評価・対応】</b>                      ・不法係留船舶解消のため船舶所有者への是正指導の強化が必要と考えられる。</p>	<p>⇒ 放置禁止指定に基づく対策の推進 ③</p>
		<p><b>【現状】</b>                      ・揖斐川上流域に不法係留船舶が多く存在。</p> <p><b>【評価・対応】</b>                      ・漁船係留候補地の占用を進める。</p>	<p>⇒ 係留候補地の調整・整備</p>
		<p><b>【評価・対応】</b>                      ・所有者が不明の老朽船に対して廃船処理を進める。</p>	<p>⇒ 廃船処理の量的拡大 ②</p>

# 3. 現状の評価・対応と第3次計画における方針

第2次計画書における方針	実施事項	現状の評価・対応	第3次計画における方針
<p>■変形護岸の適正な維持管理 (1)係留許可船舶の適正な管理</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>許可係留船舶は、漁船及び生業船に合致し「日常及び出水時管理が徹底できる生業の用に供する船舶」とする。</li> </ul>	-	<p><b>【現状】</b> ・漁船が解散し、係留対象船舶ではなくなる例が見られている。</p> <p><b>【評価・対応】</b> ・係留許可船舶は、漁協または漁業生産組合に所属の船舶としているが、漁協解散時における許可船舶の取り扱いを検討。</p>	<p>⇒安全な船舶の係留のためには<b>漁船の定義としては漁協又は漁業生産組合への加入しか困難と考えられる ④</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>ナンバープレートの船外貼付を義務づける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナンバープレートの設置（一部未実施）</li> </ul>	<p><b>【現状】</b> ・ナンバープレート未設置の船舶や設置後剥がれる船舶があり、未許可船舶の識別・指導が難しい。</p> <p><b>【評価・対応】</b> ・実態調査により船舶の状況を的確に把握する。 ・剥がれにくい仕様のナンバープレートを協議会から提供する等の対応を検討する。</p>	<p>⇒<b>ナンバープレートの船外貼付の義務づけを継続 ⑤</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>一定期間利用実態がない船舶は、係留許可を取り消す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(実施なし)</li> </ul>	<p><b>【現状】</b> ・利用がない箇所や権利だけ保持されている状態の箇所が確認されている。</p> <p><b>【評価・対応】</b> ・係留施設の整理・集約や空き施設における不法係留再発の防止のため、一定期間利用実態がない船舶は係留許可の取り消しが必要である。 ・実態調査結果を活用し、利用実態がない船舶の許可の取り消しを進める。 ・取り消しが進まない要因として、権利所有者と連絡が取れないなどの要因が挙げられる。今後高齢化による所有者不在状態・放置・廃船化への懸念もあるため、所有者に問題が生じた際の連絡先の確認や船舶の撤去について保証人を設けるなど、係留を許可する際の条件を定めておく必要がある。</p>	<p>⇒<b>実態調査を活用し、利用実態がない船舶の係留許可を取り消す</b></p> <p>⇒保証人の記載など<b>係留許可条件を設定し、放置・廃船化の防止を図る。</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>係留船舶の権利譲渡や隻数の追加等について定期的に調査・指導・監視する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・係留船等実態調査</li> </ul>	<p><b>【現状】</b> ・実態調査により毎年の船舶の状況や施設の空き状況を把握している。占有する係留施設内の係留船舶の状況を把握しきれていない施設がある。</p> <p><b>【評価・対応】</b> ・引き続き調査を行い、利用実態がない船舶等の把握、今後の利用要否の把握、未許可船舶への指導などに活用する。 ・実態調査結果や合同パトロールにより未許可船舶を確認した場合、文書や看板の設置により指導を行う。 ・係留施設内の船舶の状況を把握し、不法係留船舶への撤去指導を行う</p>	<p>⇒<b>実態調査を活用した定期的な調査・指導・監視を継続</b> ⇒<b>船舶所有者調査 ③</b></p>



### 3. 現状の評価・対応と第3次計画における方針

第2次計画書における方針	実施事項	現状の評価・対応	第3次計画における方針
<p>■変形護岸の適正な維持管理 (1)係留許可船舶の適正な管理</p>			
<p>・出水時等における船舶の避難場所を確実に確保し、避難方法を維持管理計画書に明記する。</p>	<p>・維持管理計画書への記載（一部実施）</p>	<p><b>【現状】</b> ・避難方法の維持管理計画書への記載については、一部に留まっている。 <b>【評価・対応】</b> ・記載が進まない理由として、出水時の避難体制を確立できていないことが想定される。 ・係留船舶は出水時に適切な避難が必要であり、避難の判断、避難方法、避難先の計画について記載するよう指導を行う。</p>	<p>⇒避難方法を維持管理計画書に記載するよう指導</p>
<p>・船舶の係留を一時的に認めている変形護岸は、平成34年度までに船舶の移動を完了する。</p>	<p>・船舶の係留を一時的に認めている変形護岸の船舶所有者へ許可期間の周知</p>	<p><b>【現状】</b> ・生業船の係留を認めることとしたため、生業船以外の船舶については、移動の要請を行っている。 <b>【評価・対応】</b> ・移動に応じない船舶は、強制的な撤去等の措置を講じる必要がある。 ・今後は係留場所の整理・集約の検討が必要である。</p>	<p>⇒移動に応じない船舶の強制的な撤去等の措置 ⇒係留箇所の集約化</p>

# 3. 現状の評価・対応と第3次計画における方針

第2次計画書における方針	実施事項	現状の評価・課題	第3次計画における方針
--------------	------	----------	-------------

■変形護岸の適正な維持管理  
(2)変形護岸の適正な維持管理

・変形護岸内の維持管理は、占有者または利用者により行い、具体的な内容は維持管理計画書に記載する。

・一部で実施

**【現状】**  
 ・変形護岸は占有者又は利用者により維持管理し利用されている。一方、土砂堆積や樹木繁茂が見られる変形護岸がある。  
**【評価・対応】**  
 ・変形護岸の維持管理状況については、占有者からの報告を受ける仕組みが整っておらず、実態が把握できていない。  
 ・維持管理については計画書へ記載したうえで占有者又は利用者により適切に実施いただき、実施状況の報告を受け実態を把握する。

⇒維持管理計画書への記載  
 ⇒占有者又は利用者による維持管理、報告

・整理・集約、占用廃止を進め、必要に応じて締め切り等を実施する。

・未利用箇所への占用廃止(No.2下坂手)  
 ・整理・集約の調整

**【現状】**  
 ・空きのある変形護岸や未利用の変形護岸がある。整理・集約の調整は行われた箇所もあったがまとまらなかった。  
**【評価・対応】**  
 ・未利用施設に係留されないよう、未利用の箇所は協議を行い、整理集約を進める必要がある。

⇒実態調査を基に協議し、未利用箇所の整理集約化を図る  
 ⇒係留船舶が存在しない変形護岸は占用廃止し、必要に応じて締め切り等を実施

・占用廃止した変形護岸は、適正な管理が実施される場合のみ、新たな水面利用のための占有協議に応じる。

(実施なし)

**【現状】**  
 ・占用廃止した変形護岸について水面利用要望はない。  
**【評価・対応】**  
 ・今後要望が生じる可能性を考慮する必要がある。

⇒今後要望が生じる場合を考慮し、第2次計画の方針を継続

・占有目的以外の利用形態となっている変形護岸は、水上バイクの離発着場所などの新たな活用方策を検討する。

・アンケート等による新たな活用に関する意向確認

**【現状】**  
 ・変形護岸を発着場所とする水上バイク等の利用が見られるが、沿川自治体等の関係機関において主体的に管理を行う意向はなかった。

⇒新たな活用の要望はないため、計画から削除する。

# 3. 現状の評価・対応と第3次計画における方針

第2次計画書における方針	実施事項	現状の評価・課題	第3次計画における方針
--------------	------	----------	-------------

■既存の恒久的係留・保管施設の活用			
<p>・船舶所有者の自己責任の原則を前提にしながら、水面利用のルールやマナーに関する意識啓発活動を行っていく。さらに、既存の恒久的係留・保管施設の利用状況や活用方策等に関する情報を関係者間で共有し、プレジャーボートの既存施設への移動を支援する。</p>	<p>・(水上バイク利用者への)水面利用ルール・マナーの意識啓発 ・近隣マリーナの状況の紹介 ・漁港によるプレジャーボートの受け入れ事例の紹介</p>	<p><b>【現状】</b> ・水面利用のルールやマナーについては主に水上バイク利用者を対象に合同パトロール等で意識啓発活動を行っている。 <b>【評価・対応】</b> ・指導文書の送付等船舶所有者への広報が必要である。 ・重点的撤去区域以外において広報や是正指導の強化を行うことで、PBの移動先の問い合わせが生じる可能性があることから、既存の恒久的係留・保管施設の利用状況や活用方策等に関する情報の共有を継続する。</p>	<p>⇒水面利用ルールやマナー啓発活動の継続 ⇒効率的な広報の実施 ③⑦</p>
<p>・新たな恒久的係留・保管施設の整備については、様々な整備主体別の事業スキームの基本的な検討を行う。</p>	<p>・基本的な検討を実施 ・揖斐川上流における係留場所の調整</p>	<p><b>【現状・評価・対応】</b> ・新たな恒久的係留・保管施設の整備について基本的な検討にとどまっており、具体的な検討は実施していない。場所等の候補地もなく実現性がない。 ・揖斐川上流では漁船係留箇所について、現在の係留箇所を占有する方向性で調整を行っており、引き続き調整が必要である。</p>	<p>⇒係留場所の新規占有調整</p>
<p>・水域のみでは係留・保管容量に限りがあることから、自宅等陸上での保管も視野に入れた条例の制定を検討する。</p>	<p>・条例の事例や要綱案の提示</p>	<p><b>【現状】</b> ・協議会で要綱案を示したが具体的な検討が進んでいない。 <b>【評価・対応】</b> ・「プレジャーボートの放置艇対策の今後の対応について(R3.3)」において、今後の対応策として条例等の制定が有効とされており、自治体における条例の制定について検討を継続する。</p>	<p>⇒係留・保管に関する条例制定を検討 ⑥</p>

■河川法施行令に基づく放置禁止指定			
<p>・河川法施行令に基づく放置禁止指定を平成30年度中に行い、平成34年度までに放置艇ゼロを目指す。</p>	<p>・放置禁止指定</p>	<p><b>【現状】</b> ・放置禁止指定済みであるため、計画書の記載に反映する。 ・今後重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策等を進める。</p>	<p>⇒計画書に放置禁止指定(H30.5.7)を反映 ⇒放置禁止指定に基づく対策の推進 ③</p>

# 4. 第3次計画の骨子について

## 第2次計画 (H30.3策定)

## 第3次計画 (R7.3策定予定)

第3次計画における方針  
(拡大・対応強化、追加事項等)

### I. 不法係留船対策における現状と課題

1. 第1次計画策定
2. 重点的撤去区域等における不法係留船対策
3. 変形護岸の維持管理
  - (1) 係留許可船舶の管理
  - (2) 変形護岸の維持管理
4. 恒久的係留・保管施設
5. 河川法施行令の改正

### II. 不法係留船対策に係る基本的事項

1. 目的
2. 対象期間
3. 対象区域

### III. 不法係留船対策に係る実施事項

1. 全般的事項
2. 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策
3. 変形護岸の適正な維持管理
  - (1) 係留許可船舶の適正な管理
  - (2) 変形護岸の適正な維持管理
4. 既存の恒久的係留・保管施設の活用
5. 河川法施行令に基づく放置禁止指定

### IV. 不法係留船対策に係る年次計画

1. 重点的撤去区域の設定状況
2. 重点的撤去区域における不法係留船の強制的な撤去措置に係る年次計画

### I. 不法係留船対策における現状と課題

1. **不法係留船対策に係る計画の策定**
2. **河川法施行令に基づく放置禁止指定**
3. **木曾三川下流部における不法係留船の現状**
4. 重点的撤去区域等における不法係留船対策
5. 変形護岸の維持管理
  - (1) 係留許可船舶の管理
  - (2) 変形護岸の維持管理
6. 恒久的係留・保管施設
7. **関係機関との連携**

### II. 不法係留船対策に係る基本的事項

1. 目的
2. 対象期間
3. 対象区域

### III. 不法係留船対策に係る実施事項

1. **関係機関との連携による対策推進**
2. 重点的撤去区域等における計画的な不法係留船対策
  - (1) **拡大区域における対策**
  - (2) **指定済区域等における対策**
3. 変形護岸の適正な維持管理
  - (1) 係留許可船舶の適正な管理
  - (2) 変形護岸の適正な維持管理
4. 既存の恒久的係留・保管施設の活用
5. **不法係留船舶のモニタリング**

### IV. 不法係留船対策に係る年次計画

1. **不法係留船対策に係る年次計画**
2. **重点的撤去区域に係る年次計画**

計画策定の経緯を更新

放置禁止指定(H30.5.7)を反映

第2次計画における対策実施状況、最新の船舶状況による更新

「関係機関との連携」を追加

「令和5年度プレジャーボートの放置艇対策の推進に向けた検討会」の提言内容等を反映

効率的な広報の実施、放置禁止指定に基づく対策の推進、船舶所有者調査

重点的撤去区域の拡大、放置禁止指定に基づく対策の推進、廃船処理の量的拡大

利用実態ない船の取り消し、近隣漁協への加入や漁業生産組合結成を促す、係留許可条件の設定

移動に応じないPBの強制撤去等の措置、係留箇所の集約化

実態調査を基に協議による変形護岸の整理集約

係留・保管に関する条例制定の検討

継続的な監視の重要性を計画書に位置づけ「不法係留船舶のモニタリング」の項目を追加

# 5. 第3次計画策定スケジュール

	令和5年度									令和6年度										令和7年度	
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
協議会 幹事会			10月19日 幹事会				本日 2月 協議会				6月 協議会					(11月 協議会)			2月 協議会		
計画書 第3次計画	振り返り 課題の抽出		骨子(案)作成 重点的撤去区 域拡大(案)候 補地の選定			協議会 意見照会		素案作成		協議会 意見照会		パブリック コメント			最終調整			策定			

※6月の協議会後の意見照会、パブリックコメントにおいて大きな懸案事項や修正事項がなければ2月の協議会は前倒しで開催し、3次計画を策定する。